寄付のお願いの趣意書

当法人は、昭和５９年５月に「財団法人沖縄県アイバンク協会」として設立、角膜疾患の患者様が角膜移植により光を取り戻すことができるよう献眼並びに角膜移植の普及啓発の「眼球あっせん等に関する事業と角膜移植に関する普及啓発事業」を行っております。

また平成２５年１０月２４日付、沖縄県より公益認定を頂き、同年１１月１日、「公益財団法人沖縄県アイバンク協会」として新しくスタートし、更なる事業充実を図ることができるよう日々事業活動を続けております。

一人でも多くの角膜疾患の方が光を取り戻すことができるようこれらの事業をさらに促進し、円滑にするためには、財政的な基盤の強化が急務であります。

本会の事業目的及び趣意にご理解とご賛同を頂きまして、各位の格別なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人沖縄県アイバンク協会
理事長　　知念　　靖

（目的）

角膜等の眼球組織の移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）に定めるところにより眼球を提供すること（以下　「献眼」という。）又は眼球提供を受けることのあっせんを行うとともに、献眼及び角膜移植に関する普及啓発を図り、もって沖縄県民の公衆衛生と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業内容）

(1)　眼球のあっせん等に関する事業
(2)　角膜移植に関する普及啓発事業
(3)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（寄附金の使途）

公益事業(眼球のあっせんにかんする事業並びに角膜移植に関する普及啓発事業)の事業運営資金。及び一部を管理費として使用する。

（寄附金の振込先）

＊　沖縄銀行　　新都心支店　　普通預金　　１４５２８５１
　　口座名義　　公益財団法人沖縄県アイバンク協会　　理事長　　知念　　靖

（寄附金の免税処置の取扱）

この寄附金は、法人・個人を問わず法規に基づき、所定の免税手続きにより、所得税の寄附金控除の対象になります。さらに個人の場合は法規に基づき 、所定の全面手続きにより、所得税の対象になります。

寄附金　（賛助会費を含む）に対する税法上の措置

１　法人（会社等）の場合

課税所得の計算上、一般寄附金の際の損金算入限度額の同額まで、損金算入枠が別に拡大されます。

２　個人の場合

納税者の選択により、①所得控除（寄附金控除）か、②税額控除のどちらかが選択できます。

①　所得控除

社会保険控除、医療費控除などと同様の取り扱いの寄附金控除の適用を受ける事ができ、総所得金額等から下記の金額が控除されます。

寄附金控除額　＝　「特定寄附金」または「総所得金額等の 40%」のいずれか低い額　－2 千円

②　税額控除

税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金の一定割合を税額から控除する制度です。

控除対象額（※１）　＝　｛税額控除対象寄附金（※２）－２千円｝×40%

※１　控除対象額は、所得税額の 25%を限度とします。

※２　寄附金支出額が、総所得金額等の 40%に相当する金額を超えた場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

申告手続き

納税確定申告の際、当協会発行の「領収証」と「税額控除に係る証明書」を添付してください。

寄附申込書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人沖縄県アイバンク協会
　　理事長　　知念　　靖　殿

住所　　〒

会社名　（団体）名
又は　　氏　　名
（TEL）

公益財団法人沖縄県アイバンク協会の趣意に賛同し、下記の金額を寄附します。

記

金　　円也

※送金方法　　（次のいずれかに〇印をお願いします。）

A　銀行振込
　沖縄銀行　新都心支店　普通預金　１４５２８５１
　口座名義　公益財団法人沖縄県アイバンク協会　理事長　知念　　靖

B　現金
　〒901-2112　浦添市沢岻２丁目２３番１号　（４F）

公益財団法人沖縄県アイバンク協会
TEL：　０９８－９１７－１１７０